

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間 (沖縄県対処方針)

【要請期間】令和3年11月1日(月)～11月30日(火)

実施内容

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、感染防止対策を堅持しながら社会経済活動を再開するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条により、県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

区域

沖縄県全域

【感染再拡大を防止するための対策】

現況

- 感染のリバウンドを防止し社会経済活動を両立していくためには、「新しい生活様式」による基本的な感染防止対策の徹底、「ワクチン接種の推進」が必要となります。
- 国立感染症研究所の報告によると、大人数(5人以上)、長時間(2時間以上)の飲食は感染のリスクが高くなると示されております(自宅での同居者以外との会食でも同様)。
- 新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大(リバウンド)します。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用し、県コールセンターへの相談・かかりつけ医への受診をお願いします。

県の方針及び取り組み

- この期間を感染リバウンドの防止と医療・経済・暮らしの両立を図るための期間とする。
- 県は第6波に備えて検査及び医療提供体制の拡充に取り組む。
- 感染の再拡大がみられた場合以下の通り取り組む。
 - ① 感染拡大の兆候が確認された場合、各市又は保健所単位で「注意報」を迅速に発信
(目安:市・保健所単位人口10万人あたり25人超(週))
 - ② 全県的な感染拡大の兆候が確認された場合、全県への注意喚起等を行う
(目安:全県10万人あたり15人超(週)(1日平均新規陽性者数32人超))
 - ③ 急拡大の恐れがあるときに、強い措置を講じる
(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)かつ前週比1.3超)

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 混雑している場所への外出を控え、外出や移動の際には、できるだけ家族や普段行動をともにしている仲間と行動すること
- マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策を行い行動すること
- 県外との往来について、感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えること。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
また、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること
- 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。体調不良の際は往来の中止または延期を検討すること。また、ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査の受検を推奨。
- 模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること。

特にお願いしたい事

- 12歳以上の方は、感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
 - 子ども達の感染を防ぐため、学校、塾、習い事等の感染対策を徹底するとともにオンラインを積極的に活用すること。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

会食（飲食）に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと
- ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（大声を出さない、会話時のマスク着用 等）
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと（特に飲食を伴う場）

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

感染防止対策の徹底

- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターをご利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」: Traveler's Access Center Okinawa)】
※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

飲食店等への要請

【法第24条第9項：協力要請】

対象施設	<p>[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>[感染防止対策の協力要請]</p> <p>※10月31日をもって営業時間短縮要請を終了します。引き続き以下の事項にご協力お願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 法施行令第12条に規定する各措置を実施すること<ul style="list-style-type: none">・従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・発熱その他の症状のある者の入場の禁止・手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護をする場合)</u> (但し、結婚式等のイベントについては、イベントガイドラインに沿った対応をお願いします)

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項：協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり(※3)	収容定員の半分まで可		

(大声なし)クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等 (大声あり)ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人ととの間隔(1m)を空けることとする。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示であり、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 来場者に対し、**ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨**すること。

施設に対する要請

【法第24条第9項：協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- **業種別ガイドラインの遵守**

商業施設、集客施設への働きかけ

- 特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設については、利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- **自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること**
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

【法第24条第9項：協力要請】

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 飲食店等への巡回(感染防止対策の呼びかけ)。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談センター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。

- 保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【法第24条第9項：協力要請】

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、**課外活動**及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えるよう周知すること。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 部活動は、**感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。**
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

医療提供体制の整備

1. 入院病床の確保

重点医療機関等25病院を指定

重点医療機関等に要請し病床**534**床を確保

11月中に最大972床を確保する保健・医療提供体制確保計画を策定

感染状況に応じて入院待機ステーションを稼働(現在は休止中)



2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内4ヶ所(計560室)、北部地区(60室)、中部地区(100室)、宮古地区(77室)、

八重山地区(55室) 計852室確保 稼働率の向上に努める

合計1,412室の確保に向けて、新たな施設と事前協定の締結を進める

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施している「自宅療養健康管理センター」の体制

を拡充(対応職員増、パルスオキシメーター15,860台、酸素濃縮器200台確保等)、在宅医療(訪問看護等)の拡充

4. 看護師・保健師を随時募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

重点検査の拡充

1. 検査体制の拡充

- 検査可能件数の拡充：9,000件/日(5月)→13,000件/日(8月)→**21,000件(11月)**

2. 行政検査の拡充

- 中部地区において濃厚接触者及び接触者向け「沖縄県接触者PCR検査センター(無料)」を設置

3. 陽性発生時の一斉検査の拡充

- 学校等(小中高校、特別支援、学童、子どもの居場所等)で感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施 →対象を保育所・幼稚園等へ拡充

4. 抗原定性検査キットの活用

- 医療機関、高齢者施設、障がい者施設、保育所・幼稚園等への配布 ※国事業の活用

5. 検査事業の推進・強化

- 飲食店従業員向けの無料検査の実施延長・促進**
- 希望者PCR検査の拡大(中部・北部地区の窓口設置)
- 那覇空港PCR検査・抗原検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の**促進**
- モニタリング検査の促進
- 定期PCR検査(高齢者施設、障がい者施設、保育施設等)の再開準備

6. ゲノム解析による変異株検査体制の構築

- 衛生環境研究所でのゲノム解析による新たな変異株流入の早期発見(空港PCR・医療機関との連携)

新型コロナワクチン接種の促進

1 11月以降のワクチン接種の継続

- 新たな接種対象者、接種希望者等へのワクチン接種体制の確保
 - ✓ 市町村における個別接種を中心とした接種体制の継続
 - ✓ 市町村における大型ショッピングセンターでのワクチン接種
 - ✓ 県広域ワクチン接種センターにおけるワクチン接種の実施（11月中）
 - ✓ 県モデルナワクチン接種センター（仮称）の設置、運営（12月以降）
※ 設置時期・運営方針等については、今後の調整により決定。
- 未接種者等に対するワクチン接種に前向きとなるような働きかけ
 - ✓ これまでの働きかけの継続活用
 - ・琉球ゴールデンキングス協力によるワクチン接種の呼びかけ
 - ・正しい情報を記載したリーフレットの作成と配布
 - ・県ワクチン接種ポータルサイトの開設・更新
 - ・厚生労働省ワクチン接種Q & Aの紹介等
 - ✓ 新たな有効策の検討と実施

2 追加（3回目）接種の対応

- 市町村における接種体制の整備の支援
 - ✓ 国からの情報収集と共有
 - ✓ 市町村が円滑に追加接種が開始できるような体制整備の支援等
- 県広域接種会場の設置の検討
 - ✓ 市町村における追加接種体制の整備状況等を踏まえ、市町村と連携した県広域接種会場設置の検討

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について

活用に向けた「考え方」や「ガイドライン」の素案を10月7日に示し、国における制限緩和策が示されるまでの間、インセンティブ型で試行運用を行い、活用推進に向けた議論に取り組む。

基本的な考え方

- ✓ ワクチン接種証明等の活用の前提として基本的な感染防止対策の徹底が必要
- ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症蔓延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- ✓ 民間が提供するサービスにおいて幅広く活用が期待できる。
＜接種証明書等の提示によるインセンティブ事例＞
【飲食店：1品サービス、〇〇円割引】【イベント：入場券割引、優先レーンの導入】等

ワクチン接種証明等の確認方法

＜ワクチン接種証明＞

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

＜検査陰性証明＞

- ✓ PCR検査証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

沖縄県感染防止対策認証制度

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

①食品衛生法の許可を取得した飲食店(デリバリー、テイクアウト専門店等は対象外)

【10月26日時点:申請8,841件、認証店7,795店舗】

②旅館業法の許可を取得した宿泊施設(9月1日(水)より申請受付開始)

【10月26日時点:申請532件、認証店274店舗】

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

CO2センサーとのぼりの全認証店舗への配付、**テレビ・ラジオCM、グルメサイト・旅行雑誌への広報掲載**

Go To Eatの利用対象店舗

4. 申請や制度について(沖縄県感染防止対策認証制度事務局:050-5526-3041)

※時短要請に応じない等認証店の条件を満たさない場合は取消を行っています。



[制度・認証店情報](#)

⚠️コロナ感染拡大注意報 ⚠️

県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**（人口10万人あたり25人超）にあります。

	10万人あたり 新規感染者数	前週比
○○市	□人	×
△△保健所管内	□人	×

上記に該当する市町村におかれましては、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控えてください
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください



うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

・ 第7期協力金及び第8期早期支給分は受付終了しています。第8期協力金は10月22日(金)で申請受付終了しました。

・ 第9期協力金は、11月1日(月)から12月17日(金)に申請受付を行います。

・ 各協力金の支給状況については、県HPで随時公表しておりますので、ご確認ください。

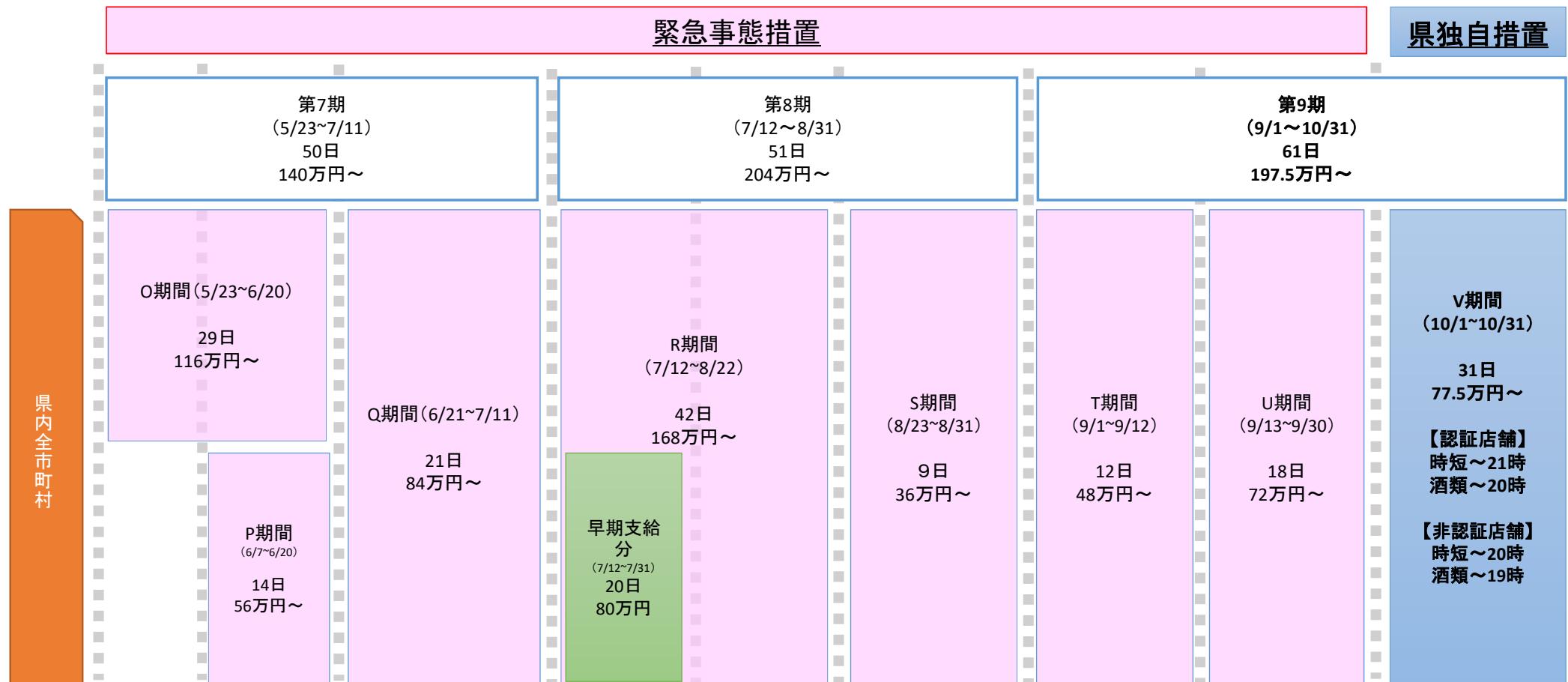
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/covid19/kyoryokintop.html>

・ 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受けております。

【算定方法】

・ 中小企業（売上高方式）：緊急事態措置：売上高に応じて4～10万円/日、県独自措置：売上高に応じて2.5～7.5万円/日

・ 大企業（売上高減少方式※中小企業も選択可）：緊急事態措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日、県独自措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日



観光関連事業者等応援プロジェクト支援金について

沖縄県実施

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金
(月次支援金の上乗せ給付)

【沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金】

経済産業省の月次支援金を受給した、観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対して、下記の金額を上限に二月分（二回）*の支援金を給付する。

※令和3年9月補正予算により追加給付（二回目）が決まりました。

【支援金の上限額】

○個人事業者 上限10万円 × 2

○法人事業者 上限20万又は30万円 × 2

※2019年又は2020年の4～9月のいずれかの月の売上が

300万円以下の法人事業者 上限20万円

300万円を超える法人事業者 上限30万円

【給付対象事業者の具体例】

- ①旅行関係の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）
- ②日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）
- ③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

※酒類販売事業者等への支援は別途商工労働部で実施。

【申請期間 2021年7月30日～2022年1月31日】

経済産業省実施

月次支援金



おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業

宿泊事業者が行う感染防止対策等に取り組むための経費を補助します。

1. 対象者

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設は除く。)

2. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	(1)新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費 補助対象経費例：サーモグラフィー、検温器、マスク、フェイスシールド、消毒液など (2)新たな需要に対応するための取組に要する経費 補助対象経費例：ワーケーションルーム用のWiFi新增設工事、施設内のバリアフリー化など						
補助対象期間	令和2年5月14日から令和3年12月15日						
補助額	<u>1施設当たり補助対象経費の1/2</u> とし、かつ、下記区分の上限額の範囲で補助します。						
	客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上
	上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円
申請受付期間	令和3年9月13日から令和3年11月15日						
実績報告期間	申請受付審査後から令和3年12月28日						

3. 申請方法



感染力が強い変異株にご注意ください!!

2021年版

ゼロ密を目指そう!

~一つの密でも避けましょう~



密接
しない



密集
しない



密閉
しない

人と会うときは



- 人と十分な距離を保つ!
- 混雑している場所や時間を避ける!
- オンラインの利用や時差出勤を!
- 屋外でも密接、密集を避ける!

ポイント

会話時はマスクを着用

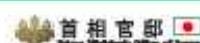
飲食するときは



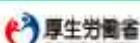
- 少人数・短時間で、大声は避けて!
- ガイドラインを守ったお店で!
(アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など)
- テイクアウトやデリバリーも!



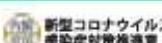
※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。



首相官邸



厚生労働省



新型コロナウイルス
感染症対策推進室



新型コロナウイルス感染症対策室HP
(新型コロナウイルス感染症対策室HP)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝室の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

～各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント～



●テレワーク、時差出勤の推進



●気兼ねなく休めるルール、 雰囲気づくり



●密にならない工夫



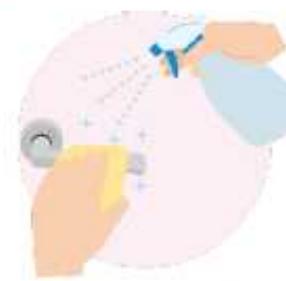
●“場の切り替わり”での 対策・呼びかけ



●基本的な感染防止対策



流水での手洗い



共用部分の消毒



マスクの着用

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら→

内閣官房 ガイドライン

